

鴨川市田原地区における太陽光発電事業工事着工に関する協定書

鴨川市（以下「甲」という。）とＡＳ鴨川ソーラーパワー合同会社（以下「乙」という。）は、乙の鴨川市田原地区内において実施する太陽光発電事業（以下、「本件事業」という）について、良好な地域環境及び安全な市民生活を十分に確保するため、本日次のとおり協定を締結する。

本協定は、平成 31 年 2 月 13 日、甲と乙にて本事業の重要な事柄を協議するなかで提起された別紙「市長からの 5 つの要望」の各事項を遵守するため、乙が設置を予定している太陽光発電事業用の設備及び工作物等の設置のために行う工事（以下、「本件工事」という）及び本件設置等に関連して発生するおそれのある近隣居住者らに対する生活障害ないし損害の防止について太陽光発電事業者としての対策を十分且つ適切に行うことを約するものである。

（事業体）

第 1 条 乙は、本事業を管理・運営する具体的な事業体構成を林地開発行為の許可を受けた後、本件工事着工の 10 日前までに甲に書面をもって通知し、説明する。本件工事等の施工、管理の企業は、主として地元業者が行う。事業実施のための工事は景観及び近隣居住者の生活に十分配慮して行う。

（事業の資金計画）

第 2 条 本件事業に対する融資は、大手の都市銀行を主幹事として、シンジケートローンを組成して行う。出資先は乙であるが、匿名組合出資の形態となるため、融資銀行の公開は主幹事銀行を除いて融資銀行の決定による。なお、資金計画は本件工事着工 10 日前に甲に書面をもって通知する。

（撤去費用の積み立て）

第 3 条 乙は、災害時の措置並びに発電事業終了後の設備・工作物等の撤去及び処分を確実に実施するため、「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電) 2017年3月策定 2018年4月改訂 資源エネルギー庁」にある建設費の 5 %以上を積み立てる。この積立金の具体的な額は甲と協議のうえ本件工事着工前に決定するものとし、乙はこの額が決定するまで本件工事に着手しない。

2 乙は甲に対し前項の積立の金額を甲の指名する名義で預託ないし、預金に関する質権設定などの具体的内容について、本件工事着手の 10 日前までに甲・乙協議して決定する。乙は、この協議が成立するまで本件工事に着手しない。

3 前 2 項の規定により積み立てられた積立金により、太陽光発電施設及び防災施設等が破損し、第三者に被害をもたらすおそれのある事象が発生した場合は、甲が当該積立金より災害復旧費用を活用し、迅速な対応を講ずるものとする。

4 前 3 項の規定により決定された内容については、別途甲及び乙並びに甲又は乙が必要と認める者との間で協定を締結する。

5 乙は、FIT法及びFIT法施行規則の改正、資源エネルギー庁の指針の変更、上記ガイドラインの改訂があるときには、甲と協議のうえ対応する。

(工事の安全性確保)

第4条 乙は、事業の施行により事業周辺地域へ影響を及ぼす土砂の流出、その他災害（生活障害を含む）を防止するために、法令上要請される措置をとる。

2 乙は、設置する調整池、防災施設、擁壁、法面等（以下「防災施設等」という。）について、常に細心の注意をもってその維持管理に努めるものとする。

3 乙は、地元業者を施工及び管理事業に関与させて、緊急時に迅速に対応できるようにする。

(有害獣対策)

第5条 乙は、事業区域内の有害獣(猪、鹿、猿、キョン)が近隣居住者らの生活に害を及ぼすおそれがないように、本件工事に先行して敷地境界付近に有害獣対策用のフェンスを設置するなどの強化対策を行う。

2 乙は、鳥獣対策として土地改良区等への連絡体制を強化するものとする。

(地位の承継)

第6条 乙が本件事業を第三者に承継させようとするときは、本協定における地位も承継させる。

2 乙は、本件事業を第三者に承継させようとするときは、すみやかに甲に書面をもって通知する。

(公開の原則)

第7条 本協定の内容及び本協定に基づき甲から提出される書面等については、原則としてこれを公開するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自1通を所有する。

平成31年 3月19日

甲 千葉県鴨川市横渚1450
鴨川市
鴨川市長 亀田郁夫

乙 東京都千代田区丸の内三丁目1番1号 東京共同会計事務所内
A S 鴨川ソーラーパワー合同会社
職務執行者 高山知也